

国立大学法人福島大学に求められる学長像

国立大学法人福島大学
学長選考・監察会議

福島大学は、創立以来、福島の地において、教育、産業、行政など広く各界へ専門的人材を輩出してきた。平成16年10月から、理工系学域を創設し、学群学類・学系制度のもと、自由・自治・自立の精神に基づき、文理融合の教育・研究を推進することにより、地域に存在感と信頼感のある高等教育機関としての使命を果たしている。

福島大学は、平成23年3月の東日本大震災と原発事故（東京電力福島第一原子力発電所事故）以来、被災者・被災地域の復興に関わってきた。これを継続するとともに、ここからの学びを活かせる唯一の総合大学として、また、新たな地域社会の創造に貢献できる教育を重視した人材育成大学として、一層の発展を目指している。

平成31年4月から、学部組織として農学群食農学類を、大学院の専攻として共生システム理工学研究科に環境放射能学専攻を創設するとともに、農学群食農学類の大学院設置に合わせて全面的な大学院改革を行い、令和5年4月からは新たな大学院に院生を迎える等の改革を行っている。

以上を踏まえ、国立大学法人福島大学長には、学長選考規則第4条に定められる人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有することのほか、次のような能力が求められる。

○人間性や人格の面から

- ・構成員との信頼関係を築き、その活力・能力を最大限に引き出すための組織改革及び組織運営を行うこと。
- ・学内の合意に至るまでの構成員との意思疎通を大事にしつつ、最終的に全員の合意に至らない問題については、果敢に決断し、その判断に責任を持つこと。

○社会の中での大学の在り方の面から

- ・大学が社会の中でどう機能すべきかの長期的なビジョンを持ちつつ、大学が有する自立性（自律性）や固有性を、社会の中で常に見直し（再定義）できること。
- ・大学及び大学を取り巻く社会状況を客観的なデータに基づき把握し、現実的で合理的な計画を立案し実行すること。
- ・「21世紀的課題」が加速された福島に存する高等教育機関として、福島の現状を国内外に発信すること。